

船舶インシデント調査報告書

令和2年1月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年9月15日 10時10分ごろ
発生場所	長崎県長崎市榊島南西方沖 榊島灯台から真方位217° 2.2海里付近 （概位 北緯32° 31.3′ 東経129° 45.0′）
インシデントの概要	プレジャーボート笑栄丸は、漂流中、主機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年9月18日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 笑栄丸、2.5トン NS3-47029（漁船登録番号）、個人所有 第292-35341号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、4サイクル、出力95.62kW、回転数毎分 2,700、4気筒、ボア102mm、使用燃料軽油、平成3年機関 製造
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、漂流中、釣り場を移動する目的で主機を始動しようとした際、セルモータが回転せず、主機が始動しなかった。 本船は、船長が運航不能と判断して海上保安庁に本インシデントの発生を通報した後、来援した巡視艇にえい航され、長崎市茂木港に戻った。 主機は、本インシデント後、修理業者が点検したところ、セルモータが故障していたことが判明し、同モータの修理を行わずに新替えされた。 船長は、主機の始動状況に不安を感じていたが、本インシデント発生の約10日前、修理業者が主機を点検したので、支障はないと思っていた。
分析	本船は、漂流中、セルモータが故障したことから、同モータが回転せず、主機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が漂流中、セルモータが故障したため、同

	<p>モーターが回転せず、主機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 主機の始動状況に不安を感じた際は、修理業者に対し、セルモーターの新替えを含めた点検及び整備を依頼すること。